

**令和4年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会（個別編）**

相談支援系

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

機能強化型サービス利用支援 費について

1 機能強化型サービス利用支援費

- 機能強化型サービス利用支援費とは、従来のサービス利用支援費に加えて、令和3年4月の報酬改定において新設された基本報酬の区分。
- 相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている事業所の取り組みを評価する観点から、体制に応じた段階別の基本報酬区分となっています。

2 相談支援専門員の配置要件

区分	相談支援専門員の配置要件
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を 4名 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること
機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を 3名 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を 2名 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	専従の相談支援専門員を 2名 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した 常勤 の相談支援専門員であること

3 相談支援専門員の兼務について

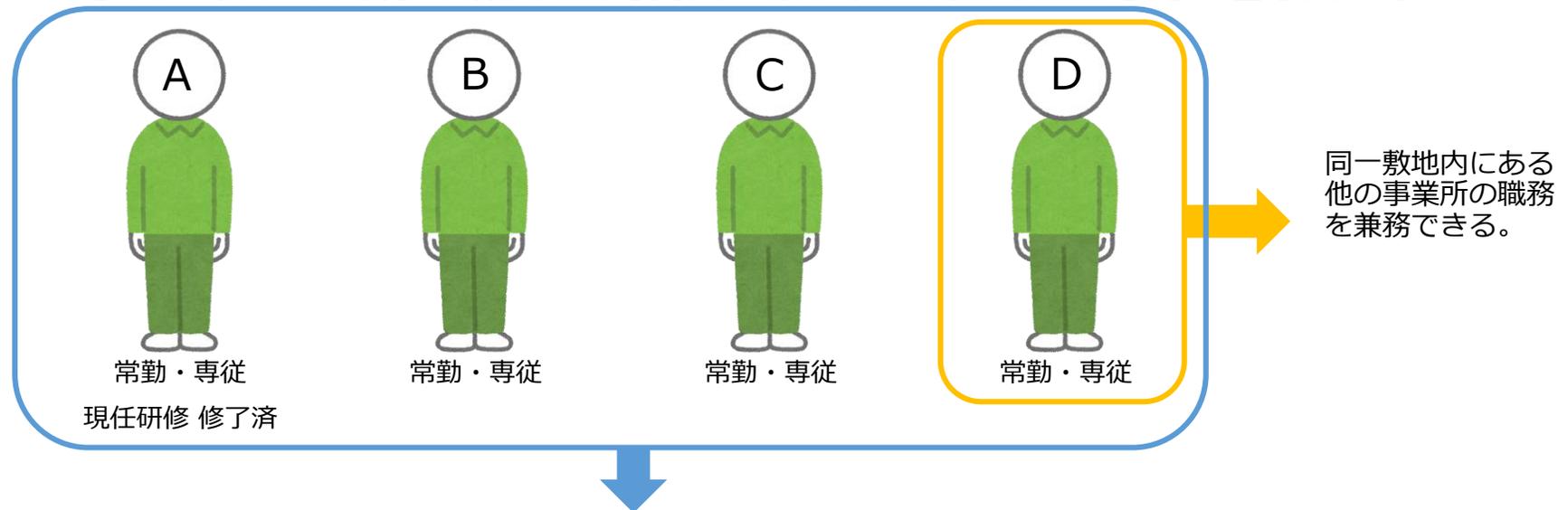
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定している場合
同一敷地内にある事業所（兼務先となる事業所）が、

- ・ 指定特定相談支援、指定障害児相談支援、指定一般相談支援、
指定自立生活援助の場合・・・兼務が可能
- ・ 上記以外の事業所の場合・・・1名のみ兼務可能。
ただし、業務に支障がないと市町村が認めた場合であり、
この1名は配置要件の「現任研修を修了した相談支援専門員」
ではないこと。

機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)の例

～特定相談支援事業所～

- 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。
- ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。
- また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。



同一敷地内にある事業所が、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の場合、職務を兼務できる。

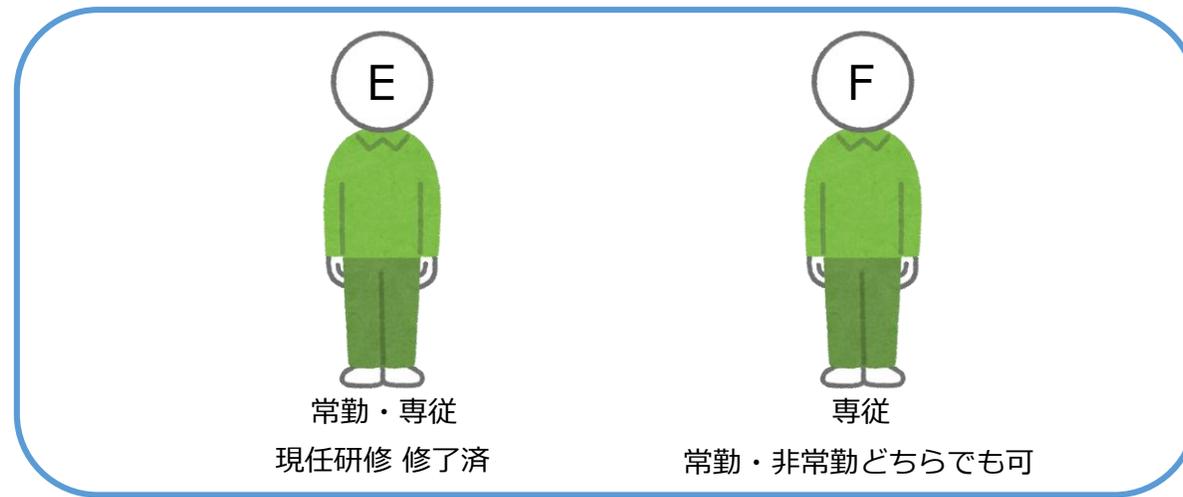
3 相談支援専門員の兼務について

- 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)を算定している場合、「兼務」は不可。
- 例えば、計画相談支援と障害児相談支援の指定を受けており、全ての相談支援専門員が同時並行で勤務する場合は兼務扱いとなるため、機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)の対象にはならない。

機能強化型サービス利用支援費(IV)の例

- 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。

計画相談支援 又は 障害児相談支援のみを行う事業所



4 配置要件以外の要件

機能強化型サービス利用支援費の算定に必要な要件	I	II	III	IV
①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的を開催していること。	○	○	○	○
②24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	×	×
③新規に採用した従業者に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○
④支援困難なケースに対しても、指定計画相談支援を提供していること。	○	○	○	○
⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○
⑥取扱件数が40件未満であること。	○	○	○	○

5 - 1 要件①について

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」については、下記のことにご留意してください。

- 議題については、少なくとも次のような議事を含めることが必要です。
 - (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (g) その他必要な事項
- 議事については、記録を作成し、5年間保存してください。
- 週1回以上開催してください。

5 - 2 要件②について

- 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制のこと。
当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。

5 - 3 要件③について

- 要件③に関して、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものです。
- なお、協働体制を組む事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、協働体制を組む他の事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要があります。

6 取扱件数について

- 取扱件数は「1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値」を、「当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値」で除して得た数です。
- なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含まれます。

7 報酬算定上の「常勤」

○常勤…当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること

※報酬算定上は、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週32時間を下回る場合は、32時間を基本とします。

 営業時間が週32時間未満の場合は、常勤が要件となる加算は取れません。

8 複数の事業所による協働体制

- 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）については、複数の事業所間で協働して、要件を満たすことにより、算定することも可能です。

複数の事業所による協働体制の要件

- ①協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ②協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。
- ③原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。
- ④運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- ⑤協働体制を組む各事業所に、常勤かつ専従の相談支援専門員が1名以上配置されていること。

↑上記要件に加えて、通常の機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）の要件も満たす必要があります。